

## 議案第18号

### 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

駐車場法施行令が一部改正され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の用途に共同住宅が追加されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

##### 1 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）

開発事業における駐車施設の配置に係る基準について所要の規定の整備を行うこととする。（第38条関係）

##### 2 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

駐車場整備地区等における配送等の実態調査の必要性を踏まえ、共同住宅を荷さばきのための駐車施設の附置義務の対象としない等の従来どおりの附置義務の基準とするための規定の整備を行うこととする。（第2条関係）

#### [適 用]

令和 8 年 4 月 1 日